

広島市告示第110号

令和7年3月3日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、
広島市佐伯区民文化センターの指定管理者を次のとおり指定したので、広島市区民文
化センター条例（昭和58年広島市条例第5号）第13条第3項の規定により告示し
ます。

広島市長 松 井 一 實

1 指定に係る公の施設

広島市佐伯区民文化センター

2 指定の相手方

広島市西区商工センター二丁目3番1号

株式会社イズミテクノ

3 指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで